

# 公募型企画競争に関する公告

次のとおり公募型企画競争を実施します。

平成 27年 10月 23日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

奈良医療センター 院長 星田 徹

## 1. 競争に付する事項

(1) 契約件名：調理、食器洗浄及び食材取扱・管理等業務委託 一式

(土・日・祝日を含む毎日。)

(2) 業務内容：別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間：平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年間）

(4) 履行条件：公募型企画競争説明書による

(5) 履行場所：独立行政法人国立病院機構奈良医療センター

(6) 選定方法：委託事業者の選定は、競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たす者で、かつ  
予定価格の範囲内で見積書を提出した者のうちから「奈良医療センター調理、食器  
洗浄業務及び食材管理等業務託一式企画提案書」（以下「企画提案書」という。）の評  
価と見積価格の評価の合計が最も高い者を第一交渉権者に決定する。

なお、評価指数の計算は、「企画提案書の評価点数」÷「見積額」とする。

### (7) 見積書の作成方法

ア 見積金額については、(3)に定める委託期間に行う(1)契約件名の履行に要する一切  
の費用を含めた金額とする。

イ 見積金額については、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積も  
った金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

## 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 契約細則第5条、第6条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、5条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付され、近畿地区の競争参加資格を有する者であること。

(3) 現在若しくは直近の過去3年以内において、病床数300床以上の病院における調理、食器洗浄及び食材取扱・管理等業務の履行が証明できる者であること。

(4) 契約細則第4条第4項の規定に基づき、経理責任者が別に定める資格を有する者であること。

## 3. 企画提案書・見積書の提出場所、公募型企画競争説明書の交付場所・問合せ先

〒630-8053 奈良県奈良市七条二丁目 789 番地

独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 企画課 契約係長

電話番号 0742-45-4591 内線314

## 4. 公募型企画競争説明会の日時及び場所

本件については省略

## 5. 提案書の提出及び見積の実施等

(1) 企画提案書及び見積書の受領期限

① (企画提案書) 平成27年 12月 1日(火曜) 17時00分

② (見積書) 平成27年 12月 8日(火曜) 17時00分

※企画提案書については正本1部・副本10部、見積書については1部提出のこと。

※郵送する場合には受領期限までに必着のこと。

(2) 企画競争(プレゼンテーション)の日時及び場所

平成27年 12月3日(木曜) 予定とし、具体的な日時及び場所については、追って連絡する。

時間は、1社あたり15分のプレゼンテーション、質疑応答10分程度を予定している。

(3) 見積書開封の日時及び場所

平成27年 12月 10日(木曜) 14時00分 院内会議室

(その他)

提出された企画提案書及び見積書は返却しない。

## 6. 総合評価結果の通知等

(1) 当委託業務にかかる企画提案と見積額について、総合的な評価を行い、最高の評価を得た申込者を選定し、第一交渉権者を決定する。

(2) 通知日

平成27年12月10日(木曜)以降

(3) 通知方法

書面により、交渉権者の氏名及び住所及び評価結果を競争参加者全員に対し、通知する。

(4) その他

① 経理責任者は、第一交渉権者と委託契約に関する交渉・協議を行い、合意した場合に契約を締結する。

② なお、契約は、公募型企画競争説明書及び選定した企画提案書の内容に基づき、受託者が遂行すべき準備、業務内容、委託条件等を協議のうえ定め締結する。

③ 第一交渉権者との協議・交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、総合評価の高い順から他の交渉権者と交渉・協議を行うことがある。

## 7. その他必要な事項

(1) 見積及び契約手続に仕様する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 企画提案書等の提案者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、企画提案書及び封印した見積書を受領期限内までに提出しなければならない。

なお、提案者は、見積書開封日の前日までの間において経理責任者から提案書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 当公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画提案書及び見積書、提出者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画提案書及び見積書は無効とする。

(6) 詳細は公募型企画競争説明書による。